

会 員 各 位

東京税理士会麹町支部
支部長 近藤 正邦

適格請求書発行事業者の登録申請書に関する変更について（周知依頼）

標題に関し、国税庁より周知依頼がありました。

本年9月20日より、適格請求書発行事業者の登録申請にあたり、e-Taxにおいて令和4年度税制改正内容を反映した「適格請求書発行事業者の登録申請書」（以下、「新様式」という。）の提出が可能となっているところ、同税制改正反映前の登録申請書（以下、「旧様式」という。）にて提出されているケースが多く見受けられるとのことです。

また、10月11日午前8時30分以降、e-Taxにおける旧様式による提出はできなくなるとのことです。

記

○ 新様式による登録申請書の提出のお願い

本年9月20日（火）より、e-Taxにおいて新様式の提出が可能となっています。

今後、登録申請書を提出される場合には、新様式をご利用くださいますようお願いいたします。

また、e-Taxにおける旧様式の提出については、10月11日（火）8時30分以降受け付けできなくなりますので、ご注意願います。

《ご参考》

- ・ 「適格請求書発行事業者の登録申請書」

国税庁ホームページ「適格請求書発行事業者の登録申請手続（国内事業者用）」



- ・ 旧様式から新様式の変更点

国税庁ホームページ「消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する申請書等の様式の制定について（法令解釈通達）」新旧対照表



○ 登録申請書の処理期間について

最新の登録申請書の処理期間については、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」のトップページからご確認いただけます。

9月30日時点においては、e-Tax提出の場合は約3週間、書面提出の場合は約1か月半の処理期間を要しております。